毛呂山町空き家等解体事業補助金相談票

１　相談者について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ氏名 |  |  | 電話番号 | （　　　　　　） |
|  |  |
| 住所 |  | 都 道府 県 |  | 市 区町 村 | 番地アパート名等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２　対象の空き家について

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の所在地 | 毛呂山町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地 |
| 建物の所有者 | □相談者と同じ |
| 相談者と異なる場合は所有者の住所・氏名を記入してください |
| 住所 |  | 都道府県 |  | 市区町村 | 番地アパート名等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| フリガナ氏名 |  |  | 相談者との関係 |  |
|  |  |
| 築年数 | 約　　　　　　　　　　　年　 | 建物の種別 | * 専用住宅
* 併用住宅
 | 共有者の有無 | □ 有　※共有者の同意が必要です。□ 無 |

３　確認事項

次の条件にあてはまる場合に申請できます。確認したらチェック欄にチェック✔してください。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 確認事項 |
| □ | 対象の空き家は昭和５６年５月３１日以前（旧耐震基準）に着工された建物で、１年以上居住その他の使用がない。また、申請予定時から過去5年において賃貸用に供していないこと。 |
| □ | 対象の空き家は個人が所有している建物である。　※法人等が所有している場合は対象外。 |
| □ | 対象の空き家が住宅と、店舗または事務所等との併用住宅である場合は、住宅部分の床面積が延床面積の２分の１以上である。住宅部分以外の部分が店舗又は事務所として利用されていない。 |
| □ | 公共事業等の補償の対象となっていない。 |
| □ | 国又は地方公共団体その他これらに類する団体から類似する補助金、助成金その他これに類するものの交付の対象となっていない。 |
| □ | 対象の空き家の所有権等の共有者がいる場合は、すべての共有者の同意を得ている。 |
| □ | 申請者が、対象の空き家の所有者又はその相続人である。 |
| □ | 申請者が、町税等を滞納していない。 |

4 注意事項

確認したらチェック欄にチェック✔してください。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 注意事項 |
| □ | 解体工事を行う場合は、必ず補助金の交付決定の日以後に着手してください。 |
| □ | 空き家を解体すると、家を建て替えることが困難な場合があります。事前に毛呂山町役場 まちづくり整備課 開発建築係でご相談ください。 |
| □ | 空き家を解体することで、固定資産税額が変更になる場合があります。詳しくは、毛呂山町役場 税務課 資産税課税係までご相談ください。 |

|  |
| --- |
| 担当記入欄　　※記入しないでください。 |
| 受付日 | 受付区分 | 担当 | 備考 |
|  | □窓口□電話 |  |